

浦添市庁舎E S C O事業提案審査要領

1 審査及び選定

審査は、本市が設置する「選定委員会」において、「環境的評価」、「経済的評価」、「技術的評価」及び「総合的評価」の各面から、総合的に審査を行います。

審査の結果、総合得点の最も高い提案をした提案者を優先交渉権者とします。その他、上位数社を次選交渉権者として順位を付して選出します。

2 審査結果通知及び公表

(1) 審査の結果については、浦添市公式ホームページにおいて公表するとともに、参加したすべての提案者に電子メール及び文書により通知します。

(2) 審査結果に対する異議を申し立てることはできません。

(3) 審査結果や審査内容に関するお問い合わせは、一切受け付けません。

3 審査及び評価基準

応募者からのE S C O提案書類とプレゼンテーションをもとに企業概要、技術面、事業管理面、財務状況、事業実績などから、提案内容の実行能力を別表「浦添市庁舎E S C O事業審査評価項目」に従い審査します。

評価項目及び評価の基本的考え方は、次のとおりです。

(1) 環境的評価

① 対象施設全体の省エネルギー率が10%以上であり、省エネルギー効果が十分あること

② 二酸化炭素排出の抑制効果が高く、地球温暖化対策に有効であること

③ NO_x、SO_x、ばいじん、騒音等についての環境対策が考慮されていること

(2) 経済的評価

① 15年間の利益総額が大きいこと

*応募者が提案する事業期間に関わらず、全ての提案についてE S C O設備導入後15年間の利益総額(15年間の光熱水費削減ー契約期間中のE S C Oサービス料の総額)を評価します。なお、光熱水費等削減額の算出の基準となるベースラインは、過去3年間の光熱水費支出の単純平均値を各者同一とし、空調設備の更新及び中央監視装置の更新を含む提案に限り維持管理費及び設備更新費等相当額を加算できるものとします。

② E S C Oサービス期間中の削減保証額が高いこと

*事業者が最低限保証しなければならない光熱水費削減額であり、これが達成できない場合、E S C Oサービス料の削減額対象となる金額です。

③ E S C O契約期間が可能な限り短いこと

- ④ 資金調達計画が信頼できること
- ⑤ 補助金等が得られる可能性のある提案があること
 - * 提案時における補助率については、公平を期すため各提案者とも補助率1/3の提案とします。

(3) 技術的評価

- ① 技術提案に具体性・妥当性があること
- ② 提案に独自性や特殊なノウハウが含まれていること
- ③ 既存機器の更新に係る配慮があること
- ④ 工事中における品質管理、工事履行に関する信頼性があること
- ⑤ 維持管理が特殊でなく、将来的な管理負担が少ないこと
- ⑥ 維持管理計画、計測・検証及び運転管理方針の提案に具体性・妥当性があること
- ⑦ 提案の安全性、信頼性、災害時等を含む緊急時対応策が明確であること

(4) 総合的評価

- ① E S C Oサービス期間終了後の対応について、提案があること
- ② E S C O事業の実績があること。または精通していること
- ③ 提案が全体としてバランスが良く優れていること
- ④ 沖縄県内企業の関与度合いが高いこと

4 失格の規定

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 提出期限内に、提出書類が提出されなかった場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- (4) 募集要項等に違反すると認められる場合
- (5) 上記評価項目のうち、次の重要事項が満足できない場合
 - ① 対象施設全体の省エネルギー率が10%未満の場合
 - ② 資金調達が不良の場合
 - ③ 技術提案が明らかに具体性・妥当性を欠く場合
 - ④ 提案の安全性、信頼性、災害時等を含む緊急時対応策が明確でない場合